

苫田ダム管理所

苫田ダム管理所 X（旧 Twitter）運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、苫田ダム管理所が取得した公式 X（旧 Twitter）アカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式 X（旧 Twitter）アカウントの運用は、苫田ダム管理所が管理するダムにおける出水時の防災情報を流域住民等に広く提供することを基本ポリシーとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) X（旧 Twitter）：ユーザーが「ポスト」（140 文字以内の短文）を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス
- (2) 公式 X（旧 Twitter）：苫田ダム管理所が設置・運営する X（旧 Twitter）ユーザー名及びアカウント
- (3) アカウント：X（旧 Twitter）を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと
- (4) ポスト：X（旧 Twitter）に投稿する文章のこと
- (5) 公式ポスト：公式 X（旧 Twitter）から投稿するポストのこと
- (6) フォロー：他のユーザーのポストを自動受信するように設定すること。
- (7) 返信：X（旧 Twitter）を使っているユーザーからのポストに返信すること。
- (8) リポスト：X（旧 Twitter）を使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信すること。

4. 運用方法

公式 X（旧 Twitter）の運営主体は苫田ダム管理所、アカウントの管理は管理係とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

出水時において発表するダム放流通知等を補足する情報を必要に応じて発信することを基本とする。

(2) ポストの作成担当

苫田ダム管理所

(3) 発信にあたっての留意点

誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努め、信頼性が確保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、苫田ダム管理所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時公式アカウントでポストする。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式 X (旧 Twitter) アカウントは、原則として情報発信のみを行うものとし、個人アカウントへのフォローや引用、リポストは行わないものとする。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式 X (旧 Twitter) のプロフィールに苫田ダム管理所公式ウェブサイト（以下、管理所ウェブサイト）にリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、X (旧 Twitter) のユーザー名を事務所ウェブサイトに明示する。なりすましを発見した場合は、管理所ウェブサイトにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) 利用の促進

利用者が苫田ダム管理所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録する。

(8) ポストに記載するリンク先

ポストに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則、管理所ウェブサイトとする。

(9) 状況の監視

運用する公式 X (旧 Twitter) 画面の状況について、異常がないか適時確認を行う。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は事務所ウェブサイトに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式 X (旧 Twitter) により周知する。

6. その他

情報発信については、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成 23 年 4 月 5 日内閣官房、総務省、経済産業省）に基づき、運営する。公式 X (旧 Twitter) について、何らかの理由で不都合等が生じた場合は、運営を中止し、アカウントを削除することがある。